

定住奨励金の交付割合について

津野町に定住する目的で町内に個人住宅を取得し、Monte 家またはステップ住宅を明け渡す場合に、下の表に掲げる割合で定住奨励金を交付する制度があります。

【Monte家】

入居期間	定住奨励金交付割合	
	算定基礎額	交付割合
3年未満	(25,000円×入居月数)	70%
3年以上5年未満	(25,000円×入居月数)	60%
5年以上7年未満	(25,000円×入居月数)	50%
7年以上10年未満	(25,000円×入居月数)	40%

【ステップ住宅】

入居期間	定住奨励金交付割合	
	算定基礎額	交付割合
3年未満	(22,000円×入居月数)	70%
3年以上5年未満	(22,000円×入居月数)	60%
5年以上7年未満	(22,000円×入居月数)	50%
7年以上10年未満	(22,000円×入居月数)	40%

※いずれも町内の建築業者により住宅を取得した場合は、各交付割合を10%加算する